

◆工事請負契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和6年度第3四半期分

整理番号	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)
1	八尾工場じん芥クレーンバケット修繕	機械器具設置 工事	八尾工場	(株) 福島製作所	1,914,000	令和6年10月4日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
2	東淀工場クレーン設備緊急復旧工事	機械器具設置 工事	東淀工場	(株) 天満電機産業	4,029,300	令和6年10月21日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号及び 第5号	K 6, K 9
3	東淀工場ごみクレーンバケット修繕	機械器具設置 工事	東淀工場	(株) 天満電機産業	1,207,800	令和6年10月21日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
4	舞洲工場1号炉ボイラー設備ほか緊急復旧工事	清掃施設工事	舞洲工場	カナデビア(株)	49,940,000	令和6年10月24日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号及び 第5号	K 6, K 9
5	平野工場DCS更新工事	清掃施設工事	平野工場	JFEエンジニアリング (株)	481,580,000	令和6年10月31日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
6	舞洲工場クレーン設備整備工事	機械器具設置 工事	舞洲工場	富士ホイスト工業 (株)	8,360,000	令和6年11月13日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
7	舞洲工場破砕設備中間点検整備工事	清掃施設工事	舞洲工場	カナデビア(株)	120,120,000	令和6年11月20日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
8	平野工場ボイラー設備ほか緊急復旧工事	清掃施設工事	平野工場	JFEエンジニアリング (株)	18,700,000	令和6年11月27日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号及び 第5号	K 6, K 9
9	平野工場玄関(西外)自動扉修繕	建具工事	平野工場	ナブコドア(株)	1,210,000	令和6年11月28日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
10	舞洲工場焼却設備中間点検整備工事	清掃施設工事	舞洲工場	カナデビア(株)	388,300,000	令和6年11月28日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
11	西淀工場焼却設備中間点検整備工事(その2)	清掃施設工事	西淀工場	(株) タクマ	69,740,000	令和6年12月17日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
12	西淀工場計装設備整備工事(その2)	電気工事	西淀工場	富士電機(株)	8,800,000	令和6年12月20日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6

◆工事請負契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和6年度第3四半期分

整理 番号	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)
13	平野工場焼却設備整備工事	清掃施設工事	平野工場	J F Eエンジニアリング (株)	458,700,000	令和6年12月23日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
14	東淀工場残渣落下管修繕	清掃施設工事	東淀工場	カナデビア(株)	997,700	令和6年12月24日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場じん芥クレーンバケット修繕

2 契約の相手方

株式会社福島製作所

3 随意契約理由

今回修繕を行う八尾工場じん芥クレーンバケットは、株式会社福島製作所において独自の技術により設計・施工されたものである。本修繕についてはクレーンバケットが有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本クレーンバケットを設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、修繕後のクレーンバケットにおいて、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本クレーンバケットを設計・施工した株式会社福島製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場 (電話番号 072-923-4226)

随意契約理由書

1 案件名称

東淀工場クレーン設備緊急復旧工事

2 契約の相手方

株式会社天満電機産業

3 随意契約理由

東淀工場クレーン設備は、ごみピット内に搬入されたごみの移動や攪拌、焼却炉への投入など、焼却工場において重要な役割を果たしている設備である。

今回、ごみピット火災の発生において、クレーン設備が故障していることから、炉の運転が不可能な状態となっており、速やかな機能の復旧が必要なため緊急的に工事を行うものである。

当工場のクレーン設備は、株式会社天満電機産業において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については、クレーン設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した株式会社天満電機産業のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 東淀工場

(電話番号 06-6327-4541)

随意契約理由書

1 案件名称

東淀工場ごみクレーンバケット修繕

2 契約の相手方

株式会社天満電機産業

3 随意契約理由

今回修繕を行う NO.2 ごみクレーンバケットは株式会社天満電機産業の独自の技術により設計・制作されたものである。

本修繕については、ごみクレーンバケットが有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない、ごみクレーンバケットを設計・施工した会社以外では、整備技術の対応が不可能である。また、整備後の設備全体の性能、作動状態等において一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した株式会社天満電機産業のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 東淀工場

(電話番号 06-6327-4541)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場1号炉ボイラー設備ほか緊急復旧工事

2 契約の相手方

カナデビア株式会社

3 随意契約理由

舞洲工場ボイラー設備はごみの焼却熱を吸収し、蒸気タービン発電機などに利用する高圧蒸気を発生させる設備である。

今回、ボイラー設備が故障していることから、炉の運転が不可能な状況となっており、速やかな機能の復旧が必要である。

当組合の焼却工場については炉停止を伴う定期整備を計画的に行っているため、故障が発生し炉の運転が出来なくなった場合、可及的速やかに復旧工事を行い炉の運転を再開しなければ、ごみピットの貯留容量が限界を超えることが予測され、ごみの収集業務に支障を及ぼす可能性がある。そのため、ごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあることから、早急な復旧が必要となる。

本設備は、カナデビア株式会社において独自の技術により設計・施工したものである。本工事については、本設備の特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であるため、本設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能である。また、工事後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工したカナデビア株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場DCS更新工事

2 契約の相手方

JFEエンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

今回整備工事を行う平野工場DCS設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

本工事は、電気計装設備及び電子計算機設備の機能を維持できるように整備・調整を行うもので、設備の基幹部分となる機器等を交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場のDCS設備は、JFEエンジニアリング株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事についてはDCS設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工したJFEエンジニアリング株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場クレーン設備整備工事

2 契約の相手方

富士ホイスト工業株式会社

3 随意契約理由

当工場焼却設備のクレーン設備は、じん芥クレーンと灰クレーンがある。

じん芥クレーンは、ごみ貯留ピット内のごみを焼却炉内へ投入するほか、ごみの積み替えや攪拌を行う設備で、また灰クレーンは、焼却後の灰を灰搬出車両に積み込むための設備としていずれも重要な役割を担っている。

クレーン設備が故障した場合、ごみ供給や灰搬出が出来なくなりごみ処理が不能となる。さらに故障が長期化した場合、市民生活にも支障を来すことに繋がる。

このようなことから、安定的にクレーン設備を稼働するためには、各部点検や部品交換など定期的な整備が必要である。

当工場のクレーン設備は、富士ホイスト工業株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事についてはクレーン設備が有する特質を理論的に把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した富士ホイスト工業株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場
(電話番号06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場破碎設備中間点検整備工事

2 契約の相手方

カナデビア株式会社

3 随意契約理由

今回整備工事を行う舞洲工場破碎設備は、一般廃棄物を処理する施設のうち粗大ごみの破碎処理を行う施設の設備である。

設備を構成する機器や部材は機械的な運動により損耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、破碎能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の破碎設備は、カナデビア株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については破碎設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工したカナデビア株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場
(電話番号06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場ボイラー設備ほか緊急復旧工事

2 契約の相手方

J F Eエンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

平野工場のボイラー設備は、ごみの焼却熱を吸収し、蒸気タービン発電機などに利用する高圧蒸気を発生させる設備である。

今回、平野工場において、ボイラー設備閉塞等による故障が発生し、焼却炉の運転が不可能な状態となった。

現在、当組合では全工場においてピット状況が著しく悪化しており、可及的速やかに復旧工事を行い焼却炉の運転を再開しなければ、ごみピットの貯留容量が限界を超えるため、当組合でのごみの受け入れが不可能となる。

以上のことから、構成市全体におけるごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあるため、緊急的に復旧工事を行うものである。

本設備は、J F Eエンジニアリング株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事は、設備の特質を理論的、経験的に十分把握している必要があるため、設備を施工した事業者以外では整備技術面の対応が不可能である。また、工事後の設備全体においても、一貫した責任と性能に係る保証を持たせる必要があるため、この条件を満たすのは、本設備を設計、施工したJ F Eエンジニアリング株式会社のみである

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場玄関（西外）自動扉修繕

2 契約の相手方

ナブコドア株式会社

3 随意契約理由

今回修繕する自動扉はナブコドア株式会社の独自の技術により設計・製作されたものであり、今回交換するDS-60及びその他の部品について他社では使用部品の調達も不可能である。

したがって自動扉が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない、自動扉を設計・施工した会社以外では、整備技術の対応が不可能である。

また、整備後の設備全体の性能、作動状態等について保証することができないため、修繕後の動作保証が可能な製造メーカーであるナブコドア株式会社と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場 (TEL 06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場焼却設備中間点検整備工事

2 契約の相手方

カナデビア株式会社

3 随意契約理由

今回整備工事を行う舞洲工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、カナデビア株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工したカナデビア株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場焼却設備中間点検整備工事（その2）

2 契約の相手方

株式会社タクマ

3 随意契約理由

今回施工する西淀工場焼却設備中間点検整備工事（その2）は、一般廃棄物
を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の整備である。

本施設は、24時間連続で稼働しており、各設備を構成する機器や部材は高温・
多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的
な運動により摩耗しやすい状況にあることから、消耗部品や機器等を定期的に
交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、株式会社タクマにおいて独自の技術により設計・施工
されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的
に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整
備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責
任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設
計・施工した株式会社タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場
（電話番号 06-6472-3000）

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場計装設備整備工事（その2）

2 契約の相手方

富士電機株式会社

3 随意契約理由

今回整備工事を行う西淀工場計装設備は、一般廃棄物を処理する施設のプラント設備の一部であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する計測機器は設備の温度・圧力・流量等を測定・制御するものであり、高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受けていることから、計測機器を定期的に点検・整備を行うことにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。当工場の計装設備は、富士電機株式会社において独自の技術により一括責任で設計・施工したものである。本工事については、計装設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の計装設備を施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、整備後の設備全体の性能、作動状態等について保証することができない。

以上のことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は富士電機株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場
(電話番号06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場焼却設備整備工事

2 契約の相手方

J F Eエンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

今回整備工事を行う平野工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、J F Eエンジニアリング株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工したJ F Eエンジニアリング株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

東淀工場残渣落下管修繕

2 契約の相手方

カナデビア株式会社

3 随意契約理由

今回修繕を行う残渣落下管は、24 時間連続で稼働している焼却炉より焼却灰を排出する装置である。

残渣落下管には本体ケーシングの損耗を防ぐ目的で摩耗板が取り付けられている。現在摩耗板が損傷し焼却灰の詰りが発生している。焼却灰により残渣落下管が完全に閉塞した場合、焼却炉の運転を継続することが不可能となるため修繕を行うものである。

当工場の焼却設備は、カナデビア株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本修繕については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能については保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工したカナデビア株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 東淀工場

(電話番号 06-6327-4541)